

近江八幡市長 宛

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

近江八幡市防災行政無線戸別受信機貸与申請書

戸別受信機の貸与を受けたいので、近江八幡市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、次のとおり申請します。また、戸別受信機の貸与を受けるに当たっては、次に掲げる事項を遵守することについて同意します。

1 申請区分

| ○印 | 対象区分 | 申請に必要な添付書類 | 賃借料（税込み） |
|----|---|---------------------|----------|
| | ① 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者又は聴覚障がい者の属する世帯の代表者 | 身体障害者手帳の写し | 無料 |
| | ② ③及び④の者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているもの | — | |
| | ③ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等を保有しておらず、メール、アプリ等による災害情報を取得できない高齢者（戸別受信機の貸与の開始時点において65歳以上の者をいう。）のみの世帯の代表者（②の者を除く。） | 住民票（世帯全員が記載されているもの） | 1,000円 |
| | ④ その他戸別受信機の貸与を希望する者（②の者を除く。） | — | 10,000円 |

2 申請者の遵守事項

- 戸別受信機を貸与する時に、遅延なく要綱別表に定める賃借料を支払うこと。
- 貸与受信機の維持管理に要する費用を負担すること。
- 故意又は重大な過失により貸与受信機が故障した場合の修理等に要する費用を負担すること。
- 貸与受信機の適正な管理に努めること。
- 貸与受信機に異常を認めるときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- 貸与受信機を防災行政無線の受信以外の目的に使用し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 次のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく近江八幡市防災行政無線戸別受信機返却届（別記様式第3号）を市長に提出し、戸別受信機を市に返却すること。
 - 対象者でなくなったとき。
 - 貸与受信機が不要となったとき。
 - ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。